

島根県報

令和3年9月3日(金)

号外 第 9 9 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【訓令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正

人 事 課) 2

【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

(企業局総務課) 2

【人委規則】

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

3

訓

島根県訓令第13号

本 庁

地方機関

職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和3年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条に次の1項を加える。

3 所属長は、災害への対応その他のやむを得ない事由によって、臨時又は緊急の必要がある場合は、前2項の規定にかかわらず、人事課長が別に定めるところにより、職員の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間について、変更することができる。この場合において、所属長は、変更した職員の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間について、人事課長に報告しなければならない。

本則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために行う休憩時間の変更)

第5条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の感染拡大を防止するために行う職員の休憩時間の変更については、別に定める。

附則

この訓令は、令和3年9月3日から施行する。

島根県公営企業管理規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第7号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程(昭和48年島根県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付す。

附則第2項に見出しとして「(規程の廃止)」を付す。

附則第3項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の1項を加える。

(休憩時間の一斉付与の特例)

4 管理者は、当分の間、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の感染拡大を防止するため、職員等の混雑の回避に有効と認められる場合は、休憩時間を一斉に与えないことができる。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月3日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(休憩時間の一斉付与の特例)

3 任命権者は、当分の間、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年 1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限 る。)であるものに限る。)の感染拡大を防止するため、職員等の混雑の回避に有効と認められる場合は、休憩時間を 一斉に与えないことができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。